

なすべきとは認められない。

三

本件は、住宅ローン計画に関する案件である。融資会社は、媒介業者との信頼関係により、住宅ローンの提携を行い、融資希望者から融資申込必要書類の徴求等を媒介業者に委ねているところ、その虚偽の作成等により、こうした詐欺が行われていることがある。

最近の当例から

(13)

近隣住民の開発許可取消請求

(横浜地判 平一一〇・四 判夕一〇四七一一六六) 村川 隆生

第一種低層住居専用地域内の傾斜地に、地上三階地下四階建の共同住宅の建設を目的とする開発行為の許可に対し、近隣住民が、予定建築物は七階建ての共同住宅であり、予定建築物の用途が用途地域の規制に適合しなく違法である等として、開発許可の取消し

を求めた事案において、原告らは、本件開発許可を争う原告適格を有しないとして、近隣住民の請求を却下した事例（横浜地裁 平成二一年一〇月四日 却下・確定 判例タイムズ一〇四七号一六六頁）

— 事案の概要 —

訴外A株式会社が、横浜市内の第1種低層住居専用地域内の傾斜地にマンションの建設を計画し、横浜市長Yに対し地上三階地下四階の共同住宅建設目的のためとして都市計画法二九条（以下「法」という。）の開発許可申請を行ない、Yはその許可をした。

民Xらは、①本件開発区域は第一種低層住専用地域内に位置しており、予定建築物は七階建の共同住宅であり、予定建築物の用途が用途地域の規制に適合してなく法三十三条一項一号に違反している。また、②開発区域内の

主要道路は市開発許可基準で、幅員五・五メートル以上の相当規模の区域外道路に接続しないなければならないとしているが、本件開発区域内の主要道路は当該基準の道路に接続しておらず、法三十三条一項二号及び市開発許可基準においては、開発の規模が三、〇〇〇m以上の場合には、開発区域内の主要な道路は幅員六・五m以上の道路に接続することが要求されているが、Aは、この規制を免れる目的で本件土地を区分して、四、五一〇mのうち二九九八・八一mについて許可申請をした。このような許可申請は許されず、市開発許可基準に違反している。としてYに対しても、開発許可の取消しを求めた。

これに対し、Yは、本案前の主張において、行政处分の取消しを求めるには、その处分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者でなければならず、法三十三条一項一号は、建築確認の際に審査することになる事項を事前に審査するための規定であり、個々人の具体的な権利の保護を目的にしたものではない。また、同項二号は、良好な市街地の形成を図るために一定の水準を図ることを目的としたものであり、個々人の生命・身体・財

産の安全等の個別的利益を保護する趣旨の規定ではないとして、Xらは、法三十三条一項一号及び二号を根拠に本件開発許可の取消しを求める原告適格を有しないと主張した。

また、本件開発行為の適法性については、①本件予定建築物は共同住宅であるから、第一種低層住居専用地域内において建築が許され、予定建築物は用途地域の規制に適合している。②本件開発区域内の主要な道路は、本件開発区域に接した幅員五・五m以上の道路に接続しており、市開発許可基準に適合している。③本件開発区域の面積が三、〇〇〇m<sup>2</sup>未満になるように区分された場合でも、開発区域の規模が三、〇〇〇m<sup>2</sup>以上になるように行行政指導をすることができるだけである。と主張した。

## 二 判決の要旨

これに対して裁判所は次のような判断を下した。

(1) 法三十三条一項一号の趣旨と周辺住民の保護の有無

本件開発区域は第一種低層住居専用地域であるが、第一種低層住居専用地域は、法九条一項により、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域であ

### (2) 法三十三条一項二号の趣旨と周辺住民の保護の有無

本規定は、開発許可の要件として、基本的には開発区域内の環境、災害、通行、事業活動に支障が生じないようにすることを目的とし、直接的には開発区域内における開発の内容を対象として定めたものであると解される。それでも、開発行為が実施されると、開発区域外に諸々の影響が生じることがあるが、それは、通常、生活上の支障であり、生命身体の被害というものではなく、周辺住宅に著しい不都合をもたらすものではない。

(3) 法三十三条一項二号の保護法益違反を主張する原告適格の有無

本規定は、周辺住民が開発許可によりその生活等に支障が生じないよう保険される利益については、開発区域の周辺地域に

悪影響が生じないようにするとの一般的な公益の中で扱われるものとし、住民個々人の具体的利益として保護するものとはしていないと解するのが相当である。

(4) 以上により、原告らは開発許可の取消しを求める法律上の利益を有せず、その訴えは、原告適格を欠き、不適法であるから、その余の点について検討するまでもなく、これを却下するとした。

### 三 まとめ

行政事件訴訟法九条は、处分の取消しを求めるその取消訴訟の原告適格を「法律上の利益を有する者」に限定している。そして、「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者としている。開発許可取消訴訟の原告適格についての関連判例として、「当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を、それが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべき趣旨を含む場合には、法律上の保護された利益がある」と判示した上で、法三三条一項七号（がけ崩れのおそれが多い土地等について安全措置設計に関する基準）違反を主張して開発許可取消を請求した近隣

住民の原告適格を認めた一方で、同項一四号（開発区域の地権者等の相当数の同意に関する基準）については原告適格を認めなかつた最高裁の判例がある。（最三小判平九・一一・二八民集五一卷一号二五〇頁）

開発行為に対する近隣住民の反対運動は全国的におきているが、本判決は、近隣住民の

利益がどこまで認められるか、保護されるのかについて判断した裁判例として、最高裁の判例とともに今後の参考になると思われる。なお、本事案の関連判例がRETIO四八号 最近の判例から(3)に掲載されていますので参照下さい。

（調査研究部 調査役）

### 最近の判例から (14)

#### 不動産小口化投資商品の説明義務

（大阪地判 平一一・三・二四 判時一七三七一五九） 金子 寛司

不動産小口化投資商品に投資し損害を被つたとして、購入者がこの商品への投資を勧誘した会社に対し説明義務違反等があるとして求めた損害賠償請求が棄却された事例（平成一年三月二十四日判決 確定判例時報一七三七号五九頁）

Y会社は、米国マサチューセッツ州ボストン市に所在する不動産（一九一五年に建築さ

本件パートナーシップは、無限責任を負担し業務執行を行うジェネラル・パートナー（出資額二三万ドル余）と有限責任を負担するリミテッド・パートナー（全部で一一口。一口